

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

アメリカから年金をもらっている場合の確定申告

Q 私は、現在年日本の金収入がありますが、会社員時代にアメリカに駐在をしていたため、**アメリカからも年金をもらう**こととなりました。この場合、確定申告をする必要がありますか？また、日本の年金とアメリカの年金では、日本の税務上の取り扱いは異なるのでしょうか？

解説

基本的にアメリカからの年金も、日本でもらう年金と**同じように取り扱います**。そのため、一定額を超えると所得税が課せられますが、確定申告が不要となる制度もあります。

1. 公的年金等の税金

①公的年金等の範囲

公的年金等の範囲は、「外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で・・・」とあるように、**原則、外国から受給を受ける国民年金等も日本の公的年金等と同様に取扱われます**。

②公的年金等に係る雑所得

公的年金等に係る雑所得の金額は下記の表で算出します。

	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額		公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
6	70万円以下	0円	6	120万円以下	0円
5	70万円超130万円未満	収入金額-70万円	5	120万円超330万円未満	収入金額-120万円
歳	130万円以上410万円未満	収入金額×0.75-37万5千円	歳	330万円以上410万円未満	収入金額×0.75-37万5千円
未	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85-78万5千円	以	410万円以上770万円未満	収入金額×0.85-78万5千円
満	770万円以上	収入金額×0.95-155万5千円	上	770万円以上	収入金額×0.95-155万5千円

つまり、基礎控除の38万円を考慮すると、**年金が65歳未満の者が108万円、65歳以上の者が158万円を超えると、原則、所得税が課され、源泉徴収されることとなります**。

2. 確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が**400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種所得金額が20万円以下である場合は、確定申告は必要ありません**。

3. 還付申告

確定申告不要に該当する場合でも、医療費が多額になった、マイホームを住宅ローンで取得したなどといった場合は、確定申告をすれば税金の還付を受けられるケースもあります。

要するに…

年金受給者は原則として確定申告が必要ですが、一定の条件を満たせば、不要になることがあります。また、アメリカなど日本と社会保障協定を結んでいる国に滞在していた場合、その国から年金を受給できる場合がありますので、確定申告の検討を忘れずにしましょう。